

湖北圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 第10回協議会 報告

日時：平成30年5月18日（金）10：00～11：25

場所：湖北合同庁舎 1階 第一会議室

本協議会は、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、湖北圏域の2市（長浜市・米原市）と国・県が連携して、専門的な学識者等に基づく助言を受けながら、湖北圏域における姉川、高時川等の洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

1. 開 会

事務局から平成19年11月に始まった本協議会のこれまでの経緯を説明しました。また、今回の協議会から湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会が平成29年6月の改正水防法で定める大規模氾濫減災協議会に移行することの説明がありました。



2. 主な議事

(1) 協議会規約の改正

平成30年度出水期までに大規模氾濫減災協議会の設置が必要になり、滋賀県流域治水の推進に関する条例第33条に基づく「水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」の枠組みを活用するため、協議会規約の改正が審議され事務局案のとおり承認されました。

(2) 湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の取組方針について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を受け、第9回協議会で審議した「湖北圏域の取組方針」について、事務局からの修正案を再度審議しました。一部の取組項目の削除、表現方法の修正を行うことを条件として承認されました。

(3) 湖北圏域における平成30年度の取組予定

平成30年度は以下について、構成員が連携しながら取り組むことを確認しました。

- ① 要配慮者利用施設における避難確保計画策定支援
- ② 重要水防箇所における共同点検
- ③ 浸水被害軽減地区の抽出
- ④ 土砂災害危険箇所以外の抽出・基礎調査
- ⑤ 土砂災害警戒情報基準（CL）の見直し

(4) トップセミナー（ホットラインの実施方法の確認）

長浜土木事務所長よりホットラインの説明があり、平成29年台風第5号や台風第21号での実績を踏まえながら、ホットラインの実施方法を確認しました。

湖北圏域の取組方針に関する意見

湖北圏域の取組方針に関して、多々納先生（京都大学防災研究所教授、アドバイザー）、琵琶湖河川事務所長、長浜市長および米原市長から、意見や質問が述べられました。

～「4. 減災のための目標」に関する意見～

（多々納先生）「減災のための主な目標」について新たな取組のみを記載しているが、その他の項目を実施しないわけではない。主要項目を記載した上で、新たな取組項目を列挙した方がよい。

（会長） p.5 以降に記載の取組項目のうち、片括弧書きの項目を「減災のための主な目標」内の冒頭に列挙し、「このうち今後の重点的に取り組む目標は以下のとおりとする。」等を付記し、その下に現在記載している内容を記述する。

～「ダム再生」に関する意見～

（琵琶湖河川事務所長）取組方針 p.13 におけるダム再生に関して、再生可能エネルギーの導入とあるが減災対策には関連がないように思われる。

（事務局） 再生可能エネルギーの導入はダム再生の一環ではあるが、確かに減災対策に関する項目ではなく、「再生可能エネルギーの導入」は削除する。

～「要配慮者利用施設における避難体制への支援」に関する質疑応答～

（米原市長） 「要配慮者利用施設における避難体制への支援」について、施設とは具体的に何を指すのか。避難施設のことか。

（事務局） 社会福祉施設、医療提供施設、学校施設を指す。

（多々納先生） 基本的に水害に対しては情報があれば事前に避難できるとしてきたが、実際には人的被害の事例からも水害が起きたときに逃げることが難しい人たちが多くいることが明らかとなってきた。そこで、既に立地している施設において避難確保計画作成を義務化したものであり、（施設管理者が）避難確保計画を作成するにあたっては難しい面もあるため支援するというものである。なお、避難確保計画の審査は市町村で実施することになる。

（琵琶湖河川事務所長） （米原市長の質問は、）地先の居住者（要配慮者）の避難先となる災害時の避難所が運用計画や避難計画の策定を求められているのかという問いだと思うが、ここでの対象施設は、要配慮者が普段利用している施設（社会福祉施設、医療提供施設、学校施設）を対象としたものである。

（会長） 県においては、水害・土砂災害のリスクのある施設を抽出して市町村に情報提供した段階である。市町村においては防災計画への位置づけ等を実施していただき、位置づけられた施設については（施設管理者による）避難確保計画策定と避難訓練実施が義務付けられることとなる。

～「タイムライン」に関する質疑応答～

(長浜市長) 資料3-1にタイムラインのイメージが記載されているが、具体的にどのようにして連携するのか。

(会長) 最終的に地域の避難情報発令は市町村であり、参考とする情報(河川水位、堤防状況等)を適宜、土木事務所長から市長へ連絡させていただくが、このような連携を事前に決めておくことで漏れなく対応・実行できるようにするものである。基本的な事項については現行タイムラインで定めているが、詳細な行動項目についても県・市のタイムラインを統合しながら運用していき、順次レベルアップしていく場として協議会で情報交換を実施していきたい。

(事務局) 今後は、現行タイムラインを「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」に基づいて詳細に検討・修正し、平成34年3月までに完了させたいと考えている。

～ながす対策の推進に対する要請～

(長浜市長) 丹生ダムの件など、これまで地域住民は行政に翻弄されてきている。改正水防法や協議会では水防管理団体の責任・使命を中心に議論されているが、河川管理者としての責任・使命についても議論されるべきである。両者は流域治水を進めるための両輪であり、(姉川・高時川で)30年放置した河川整備を早急に進めて河川管理者としての責任・使命を果たしてほしい。長浜市長として要望する。

平成30年度の取組予定に関する意見

平成30年度の取組予定に関して、多々納先生から意見が述べられました。また、琵琶湖河川事務所長より情報提供を頂きました。

～「要配慮者利用施設における避難体制への支援」に関する意見～

(多々納先生) 避難確保計画作成に関してはガイドラインがあるが、提出された計画の審査方法等にははっきりしないところがある。また、避難確保計画で記載できる内容は自立した避難や地域の応援を踏まえた避難のレベルまでであり、浸水被害軽減に着目した施設かさ上げ等の行政の補助を必要とする対応策も考えていく必要があると考える。

(事務局) 現時点で見えている課題としては、提出された計画の審査方法が不明であるといったことが挙げられる。チェックリストを作成するとともに、事業者による計画作成や市町村における審査の状況を踏まえながらチェックリストを改善していく等、関係者が連携しながら計画作成を支援していきたいと考えている。その他の指摘については、今後、モデル施設での検討を進めながら対応していきたい。

(会長) 避難確保計画については、全県的に課題も見えはじめている。市町村で解決できる課題、全県的な対応を必要とする課題、国の助言を必要とする課題などについて、情報共有・意見交換の場を適宜設けながら適切に進めていく。

～野洲川の事例紹介～

(琵琶湖河川事務所長) 平成 29 年の水防法改正は、防災意識の低い地域・住民・施設管理者に着目して実施されたものと認識しているが、既に流域治水を進めている滋賀県においては、法定協議会の設立に疑問視する意見がある。すなわち、避難計画作成や避難訓練実施等の施策には、相応の時間と費用がかかるものであり、補助金・交付金等の支援策が必要であるとの意見を頂いている。これらの意見はもっともの話であるが、改正水防法はそこまでの具体策をうたっていない。取組が先行している滋賀県の市町村においては、具体策実施における課題が見えてきているので関係省庁に問題提起していただくようお願いしたところである。

ホットライン等に関する意見・情報交換

長浜市長、米原市長および近畿地方整備局地域河川調整官から、ホットラインや避難勧告等発令判断に関する意見・質問があり、各委員から情報提供がありました。

(長浜市長) ホットラインの流れが示されたので、訓練してみてもはどうだろうか。実際には現場からさまざまな情報が集まることから、(錯綜する情報に惑わされることなく迅速かつ適切に判断・発令できるか訓練してみて) 備えることを提案する。

(米原市長) 情報収集についてはインターネット等もあって問題ないと考えているが、入手した情報にもとづく判断のノウハウ習得について研修等はないだろうか。

(琵琶湖河川事務所長) 平成 16 年の豊岡(円山川)や福知山(由良川)、平成 12 年の東海豪雨を踏まえ、豊岡市長が発起人となって「水害サミット」が開催されている。「水害サミット」では水害を経験した首長が(初動の遅延や判断ミスなどの)失敗談を語り継ぐセミナーを実施している。発令判断、発令方法、休日夜間の対応など、情報交換が行われている。

(近畿地方整備局 地域河川調整官) 平成 29 年台風第 21 号において、ホットラインはスムーズに実施できたか。近畿管内では、関係する市町村が多くて電話対応に忙殺され、ホットラインが機能しなかった自治体があり、実施体制の改善が必要との意見が挙がっている。

(長浜土木事務所長) 市長と連絡がつかない状況はあったが、防災危機管理局長に引き継いでいただき、スムーズに対応できたと認識している。

(会長) ホットラインの運用が初年度ということもあって、台風第 5 号・第 21 号のときは流政室職員が 24 時間で対応して各事務所にホットライン実施を適宜依頼した。今後は、2 回目以降のホットラインを簡略化する等、工夫が必要と考えている。

(彦根地方気象台長) 気象台においてもホットラインを運用している。状況に応じて担当者や管理職(管理官、気象台長等)から 2 市へ情報提供させていただく。今後ともよろしく願いたい。

以上